

【別紙】

港湾局技術管理課

令和2年10月23日

改定 令和7年 8月26日

熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領

1. 試行対象工事

下記の3項目に該当する工事を試行対象工事とする。

(1) 適用範囲

起工（決定日）が令和3年1月1日以降である案件

(2) 対象工事

港湾工事の積算体系を用いて積算した工事で、職種区分が港湾土木工事（C2）及び空港土木工事（C6）を対象とする。

(3) 対象地域

すべての地域を対象とする。

2. 真夏日率の算出方法について

(1) 真夏日

最寄りの気象庁の観測地点において、直近過去3ヶ年の日最高気温が30度以上となる日数を用いるものとする。

真夏日の計上対象期間は、原則として、東京都契約事務規則第7条で定める入札の公告（以下、「公告」という。）時点の開札日から25日間及び工期末日の10日間を除いた暦日とする。

なお、開札日から契約日まで期間を要する案件は、別途計上対象期間を定める。

真夏日の日数は、5月から10月までの各月毎の平均値（小数3位四捨五入）を用いるものとする。

直近過去3ヶ年とは、公告日の暦年前3ヶ年とし、公告する暦年を含まない。

なお、上記期間が月の途中となる場合は、以下の通り、0.5月単位で加算を行う。

対象期間15日間／月未満・・・・・・当該月は計上しない

対象期間15日間／月以上・・・・・・平均値の1/2（小数3位四捨五入）を計上。

（例）

・6月15日が開札日

25日後は7月9日であり、7月10日が対象期間開始となり、期間が22日間あるため、7月は平均値の1/2計上

・9月24日が工期末の場合

10日前は9月15日のため、9月14日が対象期間終了となり、期間が14日間となるため、9月は計上せず、8月分まで計上。

(2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

当初発注時点においては、原則として、公告時点での開札日から11日目を工期開始日とする。

なお、開札日から契約日まで期間を要する案件は、別途計上対象期間を定める。

また、年末年始6日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

当初発注時、計算上工期始が土日祝日となる場合がある。

(3) 真夏日率の算出方法

以下の式により真夏日率を算出するものとする。

$$\text{真夏日率}^{\ast 1} = \text{工期期間の真夏日(日)} \div \text{工期(日)}$$

※1 真夏日率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

3. 積算方法

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、対象期間中の真夏日の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。

なお、補正は発注時に事前計上する。

$$\text{補正値(}\%)^{\ast 2} = \text{真夏日率} \times \text{真夏日補正係数}^{\ast 3}$$

(2) 現場管理費

$$\text{対象純工事費} \times (\text{現場管理費率} + \text{補正値}^{\ast 4} + \text{補正係数}^{\ast 5})$$

※2 補正値(%)は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※3 真夏日補正係数：1.2

※4 港湾工事積算基準(1)における「施工地域、工事場所による補正」をさす。

※5 港湾工事積算基準(1)における「施工時期、工事期間等による補正」をさす。

「積雪寒冷地域」や「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高2%とする。

4. 設計変更

受注者からの計測結果を基にした真夏日の実績に基づく変更は行わない。

工期の変更に基づく変更は、変更工期にあわせて上記の発注時点の計上方法にて行うものとし、検査時期の前倒しや工場製作期間の変更など、当初発注時と期間が異なる場合については、受発注者間で協議を行い、工期及び真夏日の期間変更を行うことができるものとする。

5. 特記仕様書への明記

発注時点で「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行」の事前計上が行われている旨がわかるように、特記仕様書に次の事項を記載する。

〇〇. 「熱中症対策に資する現場管理費補正」の試行

- (1) 本工事は、「熱中症対策に資する現場管理費補正」の試行対象案件である。
- (2) 試行にあたっては、『熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領』に基づき行う。
試行要領は、東京港湾局ホームページから入手できる。
(URL : <https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/business/keiyaku/>)
- (3) 本工事の真夏日率は下記を元に算出している。
 - ①真夏日の計上対象期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
 - ②真夏日率算出における工期：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで（〇日）
なお、②における工期は、下記日数（計〇日）を除く。※該当しない場合は項目を削除
 - ・年末年始（6日）
 - ・工場製作のみを実施している期間（〇日）
 - ・工事全体を一時中止している期間（〇日）
 - ③補正に用いた観測所：〇〇

6. 本試行要領の出典について

本試行要領の出典は、国土交通省ホームページから入手できる。

参考URL : https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr5_000019.html

熱中症対策に資する現場管理費補正に用いる東京都内観測所一覧

観測所名（気象庁）	所在地	環境省HP表示	備考
小河内	西多摩郡奥多摩町原	○	
青梅	青梅市新町	○	
練馬	練馬区石神井台	○	
八王子	八王子市元本郷町	○	
府中	府中市幸町	○	
東京	千代田区北の丸公園	○	
江戸川臨海	江戸川区臨海町	○	
羽田	大田区羽田空港		
大島	大島町元町字家の上	○	
大島北ノ山	大島町元町字北の山		
新島	新島村川原		
神津島	神津島村金長		
三宅島	三宅村神着	○	
三宅坪田	三宅村坪田		
八重見ヶ原	八丈島八丈町大賀郷		
八丈島	八丈島八丈町大賀郷	○	
父島	小笠原村父島字西町	○	
南鳥島	小笠原村南鳥島	○	

※観測所は気象庁HPに記載している箇所を示している。また、環境省熱中症予防情報サイトについては、○部分のみ記載している。

※観測所の選定は、施工現場から最寄りを基本とする。

※環境省熱中症予防情報サイト〔暑さ指数（WBGT）の実況と予測〕

参考URL：https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php

※国土交通省気象庁〔過去の気象データ〕

参考URL：<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/select/prefecture00.php>